

持続化給付金 フリーランスすら怒り

新型コロナウイルス禍で売り上げが激減した業者に国が支給する持続化給付金について、新たに支給対象となったフリーランスなどの間で「条件が厳しすぎる」「また、もらえない」と怒りが広がっています。

(青柳克郎)

「ようやく支給できると思い、手続きを役所に問い合わせたら『対象外』と言われました。安倍首相は多くの人が持続化給付金で救われると言いますが、全然違います」

子どもや年配者を対象に、暮会所などで囲碁を教える40代の男性が憤ります。最も売り上げが減った4月は昨年比6割減にまで落ち込みました。

フリーランスの場合、収入を「給与所得」か「雑所得」で確定申告し、昨年同月比で50%以上減少した人が支給対象です。

この男性は、暮会所との契約は業務委託ですが、報酬が「給与」名目で支払われています。この給与所得が8割を占めますが、自身の生徒から直接得る「事業収入」も2割ほどあります。そのため、事業収入減が対象の従来の制度も、給

与・雑所得減が対象の新制度も適用されません。

男性は訴えます。「いまも生徒の足は暮会所から遠ざかったままで、先行きが見えません。収入の内訳が複数あるだけでだめだというのでは、多くの人が救われません。売り上げが半減していれば給付対象にしてほしい」

このほか被扶養者や被雇用者も対象外とされており、持続化給付金の改善を求めるネット署名には切実な声が寄せられており、日本共産党は宮本徹衆院議員が1日の厚生労働委員会での制度の再設計を求めています。

持続化給付金の問題を追及してきた箕井亮衆院議員(経済産業委員)のもとには、ツイッターやメールで多くの声が寄せられています。

あるフリーランスは「1

社だけ給与所得になっていたので申請できなかった持続化給付金。ずっと待っていたのにひどすぎ。支援拡大と期待をおおりにながら、対象外になった人が多すぎます」と訴えます。

運動教室のインストラクターの女性は「大学生の子をもつ親として、わずかな家計の支えになればと働いてきました。被扶養者は対象外なんて」と怒ります。

「持続化給付金対象外の所得区分を対象に求めるフリーランスの会」のネット署名にも多くの声が。子ども向けの仕事を20年続けているという役者は「最初は給与所得では申請できないと絶望し、今回は事業所得があると申請できない。そんな理不尽なことがあるんですか?」とつづります。

ある演奏家は「私は被扶養者ですが、配偶者の収入は高くない夫婦で働かないと生活は成り立ちません。どんな立場の人も救出する措置をお願いしたい」と訴えています。

「売り上げが半減していれば給付して」